

台風や大雨、地震など気象に関する警報等発令時における生徒の登下校について

相野谷中学校

1、始業時刻前に「暴風警報」「東海地震注意情報」「地震警戒宣言」「大津波警報」(以下、「警報、注意情報等」と表す)が当地に発令されている場合

生徒の登校は見合わせて下さい。

「暴風警報」は、次の①もしくは②の場合が対象になります。

- ①紀宝町、又は紀勢・東紀州、もしくは三重県南部地方に発表された場合。
- ②新宮市、新宮・東牟婁地域、又は和歌山県南部地方に発表された場合。

※ お仕事の都合等で家を不在にされる場合は、親戚や最寄りの隣人等、責任の持てる大人の方に、平素より保護をお願いしておいてください。

2、午前11時までに、警報、注意情報等が解除された場合

安全を第一に周囲の状況を判断し、2時間程度の余裕を持って登校させてください。

※給食はストップしていますので、昼食をとってから登校させて下さい。

※「警報、注意情報等」が解除されても、河川の氾濫やがけ崩れなど通学路が危険な状況であれば、保護者の判断で登校を見合わせてください。なお、その場合は必ず学校に連絡をお願いします。

3、午前11時を過ぎても、「警報、注意情報等」が解除されない場合

当日の授業を中止し、臨時休業とします。

※ 午前中のみの日課の日は、午前9時の状況で判断します。

4、始業後に「警報、注意情報等」が発令された場合。

原則として直ちに授業を中止します。通学経路の安全や保護者の在宅の確認後、速やかに各地区担当が誘導して通学路に沿って下校させます。但し、下校が危険と判断される場合は学校待機とし、保護者と連絡を取りながら、適切な対応をします。

5、始業後に「避難勧告・指示」が発令された場合

- ① 大里・井内地区に避難勧告・指示が発令された場合、生徒は学校に待機し、保護者に連絡を取って引き渡します。
- ② 大里・井内以外の地区に避難勧告・指示が発令された場合、状況を見て適切に対応します。

6、始業後、突発的に大規模地震が発生した場合

原則として直ちに授業を中止し、避難します。津波の心配が無くなってから学校へ戻り、通学経路の安全や保護者の在宅状況を確認した後、速やかに各地区担当が誘導して通学路に沿って下校させます。但し、下校が危険と判断される場合は学校待機とし、保護者と連絡を取りながら、適切な対応をします。

7、他の警報・注意報(高潮、波浪、大雨、洪水等)が発令されている場合。

- ① 原則として授業を実施します。
- ② ただし、河川の氾濫や通学路が危険な状態になっているなど、生徒の登校に危険性があると判断した場合は、学校長の判断で臨時休業や自宅待機などの措置がとられる場合があります。その場合は学校から連絡します。
- ③ 学校から臨時休業や自宅待機などの連絡がなくても河川の氾濫や通学路が危険な状態であれば、保護者の判断で登校を見合わせてください。その場合は、必ず学校に連絡をお願いします。
- ④ 大雨洪水警報などの警報が発令されていなくても、天候等の状況により危険性があると判断される場合は、上記②③に準じてください。